

令和 7 年豊能町議会 3 月定例会議
総務建設常任委員会

会 議 録

令和 7 年 3 月 10 日（月）

豊 能 町 議 会

令和 7 年豊能町議会 3 月定例会議
総務建設常任委員会

年 月 日 令和 7 年 3 月 10 日 (月)
場 所 豊能町役場 大会議室
出席委員 5 名
才脇 明美 秋元美智子 中川 敦司
菅野英美子 小寺 正人

欠席委員 なし

委員外出席 永 並 啓 (議長)

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上 浦 登	副 町 長	高 木 仁
教 育 長	板 倉 忠	政 策 監	大 西 隆樹
総 務 部 長	入 江 太志	総 務 部 理 事	浅 海 毅
都市建設部長	坂 田 朗夫	都市建設部理事	大 利 元樹
都市建設部次長	田 中 克生	こども未来部長	仙 波 英太朗
総合政策課長	山 内 拓	広報職員課長	奥 文 彦
総 務 課 長	田 中 久志	行 財 政 課 長	寺 倉 義浩
税 務 課 長	清 水 義和	都市計画課長	吉 澤 亘
建 設 課 長	杉 本 崇	農 林 商 工 課 長	中 谷 康彦
環 境 課 長	中 井 哲	教育総務課長	池 田 拓也
吉 川 支 所 長	竹 内 弘明	会 計 管 理 者	石 井 慎子

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 浜本 正義 書 記 平 田 旬

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和7年豊能町議会3月定例会議付託案件について

- ・第5号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- ・第7号議案 豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例改正の件
- ・第8号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正の件
- ・第9号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例及び豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件
- ・第10号議案 職員の退職手当に関する条例改正の件
- ・第14号議案 豊能町下水道条例改正の件
- ・第15号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件
- ・第16号議案 令和6年度豊能町一般会計補正予算（第8回）の件（関係部分のみ）
- ・第26号議案 工事請負契約の締結について

2. その他

午前9時30分 開会

○委員長（才脇明美君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、総務建設常任委員会を開催いたします。

委員会開会に当たりまして、町長より御挨拶があります。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

皆さんおはようございます。

本日は、お忙しい中御参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の総務建設常任委員会では、御手元の審査事項どおりでございますが、第5号、7号、8号、9号、10号、14号、15号、26号とそれから16号議案の関係部分につきまして御審査をいただくこととなっております。詳細に御審査いただきまして、委員の皆様方に御理解を賜りたいと存じますので、どうかよろしく願いをいたします。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（才脇明美君）

これより本日の会議を開きます。

本日の審査事項は、御手元に配付のとおりでございます。

1. 令和7年豊能町議会3月定例会議付託案件についてを議題といたします。

第5号議案、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

おはようございます。総務課、田中です。

それでは、第5号議案、刑法等の一部を改

正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件につきまして、御説明をいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、議案書の6ページから9ページを御覧ください。

本件の提案理由は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、関係条例において所要の改正を行うもので、改正理由が同一のため整理条例として一括改正を行うものです。

次に、概要説明資料のほうを御覧ください。

今回改正を必要とする条例は、豊能町有功者表彰条例、豊能町一般職の職員の給与に関する条例、職員の退職手当に関する条例、豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、豊能町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例、豊能町個人情報の保護に関する法律施行条例、豊能町ラブホテル建築規制に関する条例、以上の七つの条例になります。

改正内容につきましては、令和4年に成立した刑法等の一部を改正する法律におきまして、懲役及び禁錮を廃止し拘禁刑を創設する改正がなされ、同法が6月1日に施行されることに伴い、条例中の懲役及び禁錮の文言を拘禁刑に改めるなどとともに、同法の施行に伴う関係法律の整理法に規定している経過措置と同様の経過措置を設けるものです。

附則といたしまして条例の施行時期は、令和7年6月1日からとなります。

説明は、以上です。御審査いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（才脇明美君）

これより本件に対する質疑を行います。

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

おはようございます。管野です。

水道企業団議会でも、この条例改正があったんですけれども、そのときに伺ったんですけれども、全てのこの条例改正に関して、検察審査会を受けているのかっていうことを伺います。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

申し訳ございません。お時間いただきまして。すいません。

検察審査会に関してなんですけども、回答のほうがちよっと、正しい回答になってるかどうかわかりませんが、そういったいわゆる量刑と言いますか、そういったところの判断につきましては、そういった裁判所であったりとか、そういったところが行うというふうに認識しておりまして、特に本町においての事務に関しては影響がないのかなと。あくまでもその罰則規定については、今回字句を改めるということで認識しております。

○委員長（才脇明美君）

よろしいですか。

はい、ほかにありませんか。

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。おはようございます。

この新旧対照表の中でですね、これ、15条の3かな、退職手当の返納ということで、退職した者に対し、一般の退職手当等の支給をした後において、その人が在職期間中の行為に係る刑事事件に対し、拘禁刑以上の刑に処せられたときは、退職手当を返納というかね、何かそんなふうな文面になってると思うんですけども、これそのものはどのレベルの職員の方、例えば特別職なんかもこれに当てはまるのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○委員長（才脇明美君）

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

はい。広報職員課、奥です。

この退職手当の条例なんですけれども、一応一般職を対象としたものにはなりますけれども、特別職として準用されている部分に影響があれば、特別職にも影響が出てくると思います。

○委員長（才脇明美君）

ほかにございませんか。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（才脇明美君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（才脇明美君）

挙手全員でございます。

よって、第5号議案は、原案のとおり可決されました。

第7号議案、豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

総務課の田中です。

それでは、第7号議案、豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正の件につきまして、御説明いたします。

着座にて御説明いたします。

それでは、議案書の12ページから13ページを御覧ください。

本件の提案理由は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うものです。

次に、概要説明資料及び新旧対照表を御覧ください。

改正内容ですが、マイナンバーカードを持ち歩かなくとも、スマートフォンに格納されたマイナンバー情報で本人確認ができる仕組みを設けるため、いわゆるマイナンバー法にカード代替電磁的記録の定義が追加されました。

この改正によりまして、マイナンバー法の条項にずれが生じるため、本条例第2条関係の規定を法に合わせるものになります。

附則といたしまして条例の施行時期は、令和7年4月1日からとなります。

説明は、以上です。御審査いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（才協明美君）

これより本件に対する質疑を行います。

はい、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（才協明美君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（才協明美君）

挙手全員であります。

よって、第7号議案は、原案のとおり可決されました。

第8号議案、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

それでは、第8号議案、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正の件について御説明いたします。

着座にて説明させていただきます。

議案書の14ページから16ページまで、並びに条例の概要資料、新旧対照表をあわせて御覧ください。

本件は、令和6年の人事院勧告において、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が明らかにされ、国家公務員の休暇制度が改正されることに伴い、当該改正に準じた改正を行うものです。

それでは、条例改正内容について説明させていただきます。

1点目として、超過勤務の免除の対象となる職員の範囲を、3歳に満たない子のある職員から小学校就学の始期に達するまでの子がある職員まで拡大するものです。

2点目として、仕事と介護の両立支援制度に関する周知等の強化を図るものです。内容は、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等について、相談窓口を設置し、意向確認ができるようにするほか、個別の周知を行い、勤務環境の整備を図るものです。

附則としまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。経過措置として、施行日前においても、施行日後の超過勤務の免除に関して事前申請ができるものとするものです。

説明は、以上です。御審査いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（才協明美君）

これより本件に対する質疑を行います。

はい、管野議員。

○委員（管野英美子君）

相談なんですけども、上司に相談するのか窓口というので、今の該当課なのかどちらですか。

○委員長（才協明美君）

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

はい。広報職員課、奥です。

この相談窓口なんですけれども、今現在、育児休業の制度でももう既にこの条文がございまして、今度この介護の相談に関しても、似たような感じで条文が足される形の改正になっておるんですけれども、まずは所属長に相談していただくなり、直接人事担当課に相談していただくなり、方法はいろいろありますけれども、何かしらのその困ったときの相談できる担当ということで、内部的には周知していきたいなと思っております。

○委員長（才協明美君）

決まってないんですね。

○広報職員課長（奥 文彦君）

基本的には人事担当課が窓口になる予定です。

ただちょっとした困り事であるとか、所属長を通じて相談していただくということも。絶対ここでないとかあかんとかいうことではございません。

○委員長（才協明美君）

よろしいですか。

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

では、広報職員課の中に窓口があるということですか。

○委員長（才協明美君）

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

はい。委員御認識のとおりです。

○委員長（才協明美君）

はい。中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

まず1点目ですね。超過勤務の免除の見直しということで、3歳までやったのが小学校就学前までいけるというふうな改定になってますが、これの変更によって、結構、関係してくるような方いらっしゃるということですかね。うちの豊能町としてはどうなんですか。

○委員長（才協明美君）

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

これ制度としてございますけれども、今までちょっと利用されてる方はいらっしゃいません。時間外勤務するしないというのは、ある程度御自身でコントロールといいますか、ある程度今日は残ってちょっとしようとか、今日はちょっともう家庭の事情で早く帰ろうとか、ある程度御自身で調整されている方が多いので、この制度につきましては、1か月以上の間、こっからこまで絶対ちょっとこう免除してほしいっていう場合にある制度なんですけれども、本町においてはそこまでバシッと期間を定めて免除を希望するという方がいらっしゃらない状況です。

○委員長（才協明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

実際こういう制度が前からあるけども、いわゆる3歳未満の子どもをお持ちの方で、そういうふうな活用されてる方はいらっしゃらなかったということやけども、それは、何とかまいこと自分でコントロールされてるっていうふうにも受け取れるんかもしれないけども、使いたいけど、ちょっと使いにくいなみたいなそんなふうな声は、それはないと考えておいたらいいんですかね。制度としてはあるけども、ちょっと職場のあれで使いにくいとか、その関係でちょっと。そんなことはないですかね。

○委員長（才協明美君）

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

委員おっしゃるように、ちょっと使いにくいかどうかというところまでは、ちょっと把握はできてないんですけども、使うまでもなく自分である程度今日は残ろうか、今日は早く帰ろうかというところが調整できてるのかなと認識しております。

以上です。

○委員長（才協明美君）

ほかにございませんか。

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

あと、この18条の3になるんですかね、まず1点目なんですけども、介護両立支援制度等に係る研修の実施とありますが、これはどのような研修を行っていくようなことになるのでしょうか。

○委員長（才協明美君）

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

こちらの研修なんですけれども、一応今回の国の改正のほうでこのような表現になっておりますけれども、具体的に全国の市町村どういったそれぞれ研修するのかっていうことが、ちょっとまだ明らかになってございませんので、今後何かしらのこういうことをしていきたいと思いますので、それを参考に実施できたらなと思っております。

○委員長（才協明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

あとこのいわゆる、子どもさんお持ちの方が使える制度とか、この介護のいわゆる支援制度ですね、こういった制度についての、こ

れを使うことができる対象者というのが職員っていうふうになってますが、これは、管理職の方も当然ながら入っていると考えておいたらいいんですね。

○委員長（才協明美君）

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

まずこの時間外の免除の部分なんですけれども、小学校までの方が対象となっておりますので、ある程度若い職員が対象かなというような感じもするんですが、これ管理職でこういったお子さんお持ちの方も対象になります。

介護の制度につきましても、当然全職員対象になりますので、その辺の制限はございません。

○委員長（才協明美君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

ここで任命権者っていう言葉が、出てきますよね。

任命権者というのは、町長も任命権者になると思うけど、それ以外にもたくさんあるんじゃないかなと思うんですけど。

任命権者それぞれいっぱいあるんじゃないですか。

○委員長（才協明美君）

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

はい、任命権者は、確かに町長部局は町長、教育委員会部局は教育委員会というような感じで、任命権者はそれぞれございます。

○委員長（才協明美君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

教育長と、今町長だけおっしゃってるけど、もっとたくさんあるんじゃないですか。

○委員長（才協明美君）

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

はい、それ以外に議会であるとか、それぞれ出向を命じられた先で任命権者がいらっしゃると思います。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

議会の場合は、議長ということやね。消防だったら消防長とか。何かいっぱいあるみたいですよ。

何か任命権者いうたら町長だけみたいな感じでみんな受け取ってるけど、いっぱいあるんじゃないんでしょうか。調べてない。

○委員長（才脇明美君）

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

はい、委員おっしゃるとおり任命権者は複数存在しております。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

ほかにございませんか。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（才脇明美君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（才脇明美君）

挙手全員であります。

よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

第9号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例及び豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

それでは、第9号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例及び豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件について御説明いたします。

着座にて説明させていただきます。

議案書の17ページから20ページまで、並びに条例の概要資料、新旧対照表をあわせて御覧ください。

本件は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、同法の施行内容に準じて改正するものですが、先行して昨年12月に改正しました令和6年4月施行分を除く、令和7年4月施行分について改正するものです。

それでは、条例の改正内容について説明させていただきます。

まず第1条で、一般職の職員の各種手当の改定を行うものです。内容は、1点目として地域手当の支給率をこれまでの市町村単位から都道府県単位とし、大阪府における令和7年度の級地別支給割合とするものです。

2点目として、扶養手当の支給対象から配偶者を廃止するとともに、子に係る扶養手当額を引き上げるものでございます。

3点目として、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を午前零時から翌朝午前5時とするものから、午後10時から翌朝午前5時へ拡大するものです。

4点目として、再任用職員に支給する手当に住居手当を加えるものです。

続きまして、第2条で令和7年度における特別職の職員の地域手当の支給割合を一般職の職員の例によらず、一般職の職員の支給率から100分の2を減じたものとするものです。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

経過措置として、令和7年度の扶養手当の支給額については、配偶者に係るものは廃止せず、従前の約2分の1の3,000円とし、子に係るものの引上げ幅を2分の1の1万1,500円とするものです。

説明は、以上です。御審査いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（才協明美君）

これより本件に対する質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川敦司君）

はい、中川です。

今説明いただいている中で、まず1点目なんですけども、配偶者に係る扶養手当を廃止するというので、経過措置として今回は、6,500円を3,000円にしますということなんですけども、これは、そうすると完全廃止というのは、令和8年からということなんですか。その辺りをお伺いします。

○委員長（才協明美君）

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

委員おっしゃるとおり、令和7年度でいきなりゼロにするのではなくて、1年だけ経過措置として半額落として、8年から完全になくすという流れになっております。

以上です。

○委員長（才協明美君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

次は、第2条関係ということで、特別職の職員の地域手当の割合を支給率100分の8というふうなことで、職員とちょっと違うね、数字になってますが、その辺り何か理由があるんですか。

○委員長（才協明美君）

はい、高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

今回、特別職については、100分の6から100分の8に改めさせていただくということでございます。

一般職については、100分の6から100分の10という形にさせていただいております。

これは、我々今回この地域手当の引上げがですね、人勧で実施されるというところで、今まで6%の級地だったところが、12%になるというのが人勧の主旨でございまして、その間の経過措置でどうやって12%まで引上げていくのかというところをいろいろ検討してきたところでございまして、1%を上げると大体人件費で1,000万円ぐらい増えるということになってくるようございまして、そこんところは我々の財政状況を踏まえすと、なかなか一気に人勧の趣旨に沿って10%に上げるってということになりますと4,000万円増えるということになってまいりますので、そこんところをもう少し段階的に引上げられないかなということで、中で検討してまいりまして、職員組合のほうに、8%で、10%で、12%でもととの人勧を完全実施していくというようなことで、できないかということを提案をしてまいりまして、その間の経過を踏まえて、今のところは組合と妥結して、一般職については10%という形で、今回条例を上げさせていただいております。当初我々、7年度については8%にさせてほしいということで、組合のほうには提案してきたところでございまして、そういう経過を踏まえまして、特別職につきましては我々提案してきている側でございまして、7年度については8%で取りあえず、我々の思いとしてはそういう形で、条例のほうに示させていただいてるところでございまして、

そういった形で、この間の経過を踏まえて、今回特別職について上げさせていただいているところがございまして、御理解賜りますようお願いいたします。

○委員長（才協明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

ということは、今のお話の中では8%があ
って、10%があって、12%があってみたい
なその段階踏んでステップアップ的なそう
いうふうな改定になるみたいな、そんな
ふうに聞こえたんですけど、そういった意
味では、令和7年度は8%かな、それ
から令和8年はそして10にしてから次
なんや、令和9年度が12という、そう
いうふうな感じで、徐々にこうスライ
ドさせていくというふうなそういうふう
な考えでよろしいんでしょうか。

○委員長（才協明美君）

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

最終的には12%が、大阪府の級地割
合になっておりますが、そこに至る過程
は、取りあえず7年度は10%というの
が人勧のほうで示されております。

ただ、令和8年度で12%は完成する
のか、その先はちょっとまだ具体的な
パーセントは示されてないんですが、
例えば下がるほうですね。16%地
域の市も大阪府内にはあったん
ですけども、そこで12%に持っていく
場合は、4年かけて1%ずつ下げな
さいというように示されているん
ですが、増やすほうにつきましては、
令和7年度の10%というところが
今示されてるというところでござ
います。

以上です。

○委員長（才協明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

結局手当が上がるということで、影
響額っていうのはわかりますか。

○委員長（才協明美君）

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

はい。広報職員課、奥です。

先ほど高木副町長が申し上げました
とおり、4%で約4,000万円の影
響が年間、全体で出てくる見込み
でございます。

以上です。

○委員長（才協明美君）

ほかにございませんか。

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

1条関係の中の項目で、再任用職
員に支給する手当の範囲の拡大とい
うことで、住居手当というふうなこ
とが載ってますが、これの同様に
影響額というのはわかるんでしょう
か。

○委員長（才協明美君）

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

再任用職員自体が、今10名前後
であることと、この住居手当につ
いてはちょっと今現在その方がそ
もそも該当するような住居にお
住まいかどうかというのが不明な
ため、ちょっと影響額は把握して
おりません。

以上です。

○委員長（才協明美君）

ほかにございませんか。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（才協明美君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認める
ことに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（才協明美君）

挙手全員でございます。

よって、第9号議案は原案のと
おり可決されました。

第10号議案、職員の退職手当に関する条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

それでは、第10号議案、職員の退職手当に関する条例改正の件について御説明いたします。

着座にて説明させていただきます。

議案書の21ページから23ページまで、並びに条例の概要資料、新旧対照表をあわせて御覧ください。

本件は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、失業等給付の給付内容等が改正されることから、失業者の退職手当について所要の改正を行うものです。

なお、失業者の退職手当とは、雇用保険法の適用がない公務員について、雇用保険法による失業等給付と同程度のものを保障するために設けられている制度です。

退職時に支給された退職手当が雇用保険法の失業等給付に満たず、かつ退職後、求職活動をしていても一定の期間失業している場合には、失業等給付で得られる額と支給された退職手当の差額分を特別の退職手当として支給する制度です。

それでは、条例改正内容について説明をさせていただきます。

1点目として、雇用保険法に定める失業等給付である就業促進手当の一つである就業手当が廃止されたことに伴い、規定の整備をするものです。

2点目として、附則第12項に定める雇用機会が不足している地域に居住する者に対する雇用保険基本手当の給付日数を上乗せする措置が、令和7年3月31日までの暫定措置とされていたところ、さらに2年間、令和9年3月31日まで延長されたことに伴い所要の改正

を行うものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から施行するものです。

経過措置として、施行日前に支給対象となる失業者の退職手当は、なお従前の例によるものとするものです。

説明は、以上です。

御審査いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（才脇明美君）

これより本件に対する質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

この条例の概要の中の②なんですけども、雇用機会が不足している地域に居住する者に対してってありますけども、どのような地域に該当するのか。我が豊能町にはそういうところがあるのか。その辺りちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（才脇明美君）

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

すいません。この具体的な地域、どの辺を指すのかということなんですけど、ちょっとこれ日本全国対象の雇用保険の中で極端に求人が限られてるようなところで、なかなか職探しをされてる方が、すぐには見つからないようなところにお住まいというのを想定されてるみたいなんですけども、これが豊能町に該当するかというと、恐らく豊能町は該当しないと思いますが、退職後こういうところにお住まいの場合で、この失業者の退職手当に該当される場合はひょっとしてここの附則の部分に関わってくるかもしれないということで書かれてるものでございます。

以上です。

○委員長（才協明美君）

ほかにはないですか。

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

今の定義なんですけども、雇用機会が不足してる地域に居住する、この定義はどこで決めるんですか、国の。何か随分中途半端なあれだと思ってお願いします。

○委員長（才協明美君）

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

この方がこれに該当するかどうかというのは、管轄されるハローワークの所長が認定されることになると思います。

○委員長（才協明美君）

よろしいですか。

ほかにはないですね。

はい質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（才協明美君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（才協明美君）

挙手全員です。

○委員長（才協明美君）

よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

第14号議案、豊能町下水道条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉澤都市計画課長。

○都市計画課長（吉澤 亘君）

おはようございます。都市計画課、吉澤です。

それでは、第14号議案、豊能町下水道条例改正の件につきまして、着座にて御説明させていただきます。

議案書の30ページを御覧ください。

豊能町下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものです。

提案理由は、下水道法施行令等の改正に伴い所要の改正を行うものです。

それでは、本条例の内容について御説明します。

新旧対照表、議案書及び概要書を御覧ください。新旧対照表のほうを御覧いただくとわかりやすいです。

それでは、本条例の内容についてですが、第6条及び第7条において、技術者の現場の実態を踏まえ、技術者の配置に関し柔軟な対応が求められ、規制の緩和により「専属」するものから「選任」するものに、また他店との兼任も妨げないことに改正します。

次に第12条及び第13条において、「燐」や「沃素」という文言にルビを振り、わかりやすい表記に改正します。

また、放流水に含まれる大腸菌群数の基準を定めているところ、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが技術的に可能となったことから、大腸菌群数に係る基準から大腸菌数に係る基準に改正します。

その他の参考として、施行期日は令和7年4月1日より行うものです。

説明は、以上です。御審査いただき、御決定くださいますようお願いいたします。

○委員長（才協明美君）

これより本件に対する質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

全員協議会のときにも聞かれてたと思いますが、念のためもう一度ちょっと確認したいんですけども、「専属」と「選任」かな、

これは漢字の違いと言えはそのとおりなんですけども、その辺りもう少しはっきりという
とどういふことなのか御説明をお願いします。

○委員長（才脇明美君）

吉澤都市計画課長。

○都市計画課長（吉澤 亘君）

都市計画課、吉澤です。

今までは、その専門職は、業者に専属している、そこの職員でないといけないというところであったのが、技術者がかなり少なくなってますので、ほかに雇い上げて選任している人、あるいはほかのお店とも兼任している方でも構いませんよというふうに改正をするものです。

○委員長（才脇明美君）

ほかにございませんか。

はい。秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

説明を伺って、人手不足でこういうふうに広がったってことなんですけど、確か豊能町のほうも人手不足だっていることが書いてあったような気がするんですが、これ変わることによって豊能町への効果ってのはどのぐらいあるんですか。

あんまり従来と変わらないのか、いやもう大分広がりますと、業種によってちょっとわかりませんというのか、ちょっとその辺り教えてください。

○委員長（才脇明美君）

はい、吉澤都市計画課長。

○都市計画課長（吉澤 亘君）

都市計画課、吉澤です。

今本町で下水工事とかする場合は、基本的には町内の業者さんあるいは、登録していただいてるところですので、個人事業主さんが多いので、特に変更はありません。

ただ、大きな工事とかになって、大手さんをお願いした場合には、なかなか見つからないときに、そういうふうになると、業者

さんを探しやすいのかなとは思いますが。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

秋元です。

ごめんなさいね。確かこれ決算か何かのときに、下水道工事、マネージメントかな、うろ覚えで申し訳ない。いずれにしても人手不足でちょっと対応的なものは困るみたいな文書があったもんですから、今滞ってる部分によって進んでいくのかなという思いで聞かせてもらいましたけど、あんまり効果はないと、豊能町の場合は。そういう認識でいいですか。

○委員長（才脇明美君）

はい、吉澤都市計画課長。

○都市計画課長（吉澤 亘君）

都市計画課、吉澤です。

本町については、今のところは影響ないものと思います。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

ほかにございません

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

今ちょっと思ったんですけども、「沃素」とか「燐」というのは、これ漢字を使ってるんですね。私はずっと今まで、学校で習ってたときにはこれ「沃素」とか「燐」というのは片仮名で何か勉強したような化学のときにね、そのような記憶があるんですけど、あえてこの漢字を使ってる、何か意味があるんですか。

○委員長（才脇明美君）

はい、吉澤都市計画課長。

○都市計画課長（吉澤 亘君）

都市計画課、吉澤です。

上位法令のほうで、漢字を使っていますので、

それを引用してそのようになってます。

学校で学習する場合はそれではわかりにくいので、片仮名とか平仮名表記で使ってるという状況です。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

ほかにございませんか。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（才脇明美君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（才脇明美君）

挙手全員であります。

よって第14号議案は、原案のとおり可決されました。

第15号議案、豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

総務課の田中です。

それでは第15号議案、豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件につきまして御説明をいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは議案書の32ページから34ページを御覧ください。

本件の提案理由は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、損害補償の算定の基礎となる補償基礎額等を改定するものです。

次に、概要説明資料及び新旧対照表のほうを御覧ください。

今回の改正内容ですが、非常勤消防団員等

に係る損害補償につきましては、基準政令の定める基準に従いまして、各市町村が条例で定める額に基づき行うこととなっております。

今般、この基準政令で定める非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額について、所要の改定が行われるため消防団員等の損害補償に係る基礎額、日額なんですけども、基礎額についてこれに合わせてそれぞれ増額改定を行うものです。

改定額につきましては、説明資料に記載のとおりとなっておりますんですけども、国の基準改定に伴いまして各階級の勤務年数に応じた補償基礎額等を引き上げるとともに、改定基準に規定している経過措置と同様の経過措置を設けるものです。

附則としまして、条例の施行時期は令和7年4月1日からとなります。

説明は、以上です。御審査いただき御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（才脇明美君）

これより本件に対する質疑を行います。

いいですか。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（才脇明美君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（才脇明美君）

挙手全員であります。

よって第15号議案は、原案のとおり可決されました。

第16号議案、令和6年度豊能町一般会計補正予算（第8回）の件（関係部分のみ）を議題といたします。

提案理由を求めます。順次発言を求めます。

寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

行財政課、寺倉です。

それでは第16号議案、令和6年度豊能町一般会計補正予算（第8回）の件につきまして関係部分に係る提案理由を御説明申し上げます。

それでは、御手元の補正予算書の9ページから10ページ目を御覧ください。

○委員長（才脇明美君）

皆さん開けましたか。よろしいですか。

はい、山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

おはようございます。総合政策課、山内です。

それでは、補正予算書9ページを御覧ください。

第3表 繰越明許費補正（追加）でございます。款2．総務費、項1．総務管理費、道の駅に関する事前調査事業1,000万円を繰越しするものでございます。

○委員長（才脇明美君）

はい、中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

おはようございます。農林商工課、中谷です。

9ページの下から四つ目と五つ目になります。

款6．農林水産業費、項1．農業費、事業名が、牧地区ほ場整備事業とその下の高山地区ほ場整備事業ですが、年度内に完了見込みがないため繰越しするものでございます。

○委員長（才脇明美君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

申し訳ありません。ちょっと1件飛ばしておりました。

9ページの第3表 繰越明許費補正（追加）

の上から2段目になります。

款2．総務費、項1．総務管理費、事業名が地域公共交通維持確保事業で、601万6,000円になります。

9ページの下から二つ目の款7．商工費、項1．商工費、事業名が余野地区商業施設開設事業2,860万円でございますが、それぞれ年度内に事業が完了する見込みがないため繰越しするものでございます。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

それでは、次10ページになります。

款9．消防費、項1．消防費の切畑分団消防ポンプ車更新事業でございますけども、こちらにつきましては自動車部品等の供給不足等によりまして年度内での更新ができない状況となったために繰り越すものでございます。

○委員長（才脇明美君）

はい、山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

11ページを御覧ください。

第4 債務負担行為補正（変更）でございます。

余野地区商業施設開設事業、補正前9,561万4,000円から補正後9,547万1,000円。

下から2段目の公共施設再編整備事業（施設解体設計業務）になります。補正前536万8,000円から、補正後521万9,000円となっております。

それぞれ事業費の確定に伴い減額するものでございます。

○委員長（才脇明美君）

はい、寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

はい。行財政課、寺倉です。

続きまして12ページ目を御覧ください。

第5条といたしまして地方債の補正でございます。

第5表 地方債補正に記載の1. 農地中間管理機構関連農地整備事業債から4の通学路等交通安全整備事業債、一つ飛びまして6の消防署車両更新事業債から9の体育施設整備事業債につきましては、事業費が確定したことによる減額及び小中一貫校施設整備事業の年割額の変更に伴い増額するものでございます。

5の緑地擁壁改修事業債につきましては、国の補助対象外となったために事業を行わなかったことにより、地方債の発行を取り止めるものでございます。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に歳出について御説明申し上げます。

23ページをお開きください。

今回の補正につきましては、事業費の確定に伴う不用額の減額と、歳入の補正に伴う財源振替を行っておりますが、それら不用額と財源振替の説明については省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（才協明美君）

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

はい。

では、23ページ並びに37ページから38ページにございます給与費明細を御覧ください。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の人件費事業の退職手当でございますが、定年退職及び普通退職者等の対象者が11名となったことから補正するものでございます。

○委員長（才協明美君）

はい、寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

行財政課、寺倉です。

同じく23ページの7. 基金管理事業でござ

いますが、こちらは令和6年度普通交付税の再算定によりまして、臨時財政対策債償還基金費で算定された普通交付税を、町債管理基金のほうに積立てを行うものでございます。

○委員長（才協明美君）

はい、山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

次に、目6. 企画費の2. 政策推進事業でございますが、道の駅に関する事前調査を行うための費用を補正するものでございます。

○委員長（才協明美君）

はい、中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

補正予算書30ページになります。

款6. 農林水産業費、項1. 農業費、目4. 農地費の5. ほ場整備事業でございます。18. 負担金の牧地区ほ場整備事業負担金の増額ですが、昨年12月の国の補正予算におきまして追加工事の予算がつきましたので、負担金の不足額を増額するものでございます。

○委員長（才協明美君）

はい、山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。

款7. 商工費、項1. 商工費、目1. 商工総務費の5. 企業誘致事業でございますが、余野地区商業施設開設に係る負担金を補正するものでございます。

○委員長（才協明美君）

はい、田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

それでは、続きまして32ページになります。

款9. 消防費、項1. 消防費、目1. 常備消防費の2. 消防広域化事業ですけれども、消防事務委託負担金として1,775万2,000円の増額となっております。

こちらにつきましては、今年度末に早期退

職希望者等ですね、5名を予定しておるため退職手当に係る負担金を増額するものでございます。

○委員長（才協明美君）

はい、寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

行財政課、寺倉です。

歳出の説明は、以上でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。ページは、16ページへお戻りください。

款11. 地方交付税、項1. 地方交付税、目1. 地方交付税、節1. 地方交付税でございますが、交付額の確定に伴いまして増額するものでございます。

続きまして17ページを御覧ください。

款15. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目1. 総務費国庫補助金、節1. 企画費国庫補助金の2. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございますが、地域公共交通維持確保事業に充当する国庫補助金でございます。

○委員長（才協明美君）

はい、山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。

同じく9. 民間資金等活用事業調査費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました道の駅に関する事前調査事業に係る国庫補助金でございます。

○委員長（才協明美君）

はい、田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

同じく17ページの節2の電子計算費国庫補助金なんですけれども、752万9,000円増額ということで、これはシステム標準化事業に係ります補助金の追加交付分を増額するものでございます。

○委員長（才協明美君）

はい、寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

同じく17ページですけれども、節4. 自治振興費国庫補助金、1. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございますが、自治会への防犯灯の補助金を支出する防犯等事務事業に充当するものでございます。

続きまして、18ページ目を御覧ください。

目7. 農林水産業費国庫補助金、節1. 農業振興費国庫補助金の1. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございますが、志野の里の運営支援を行う農業法人設立支援事業に充当する国庫補助金でございます。

○委員長（才協明美君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

20ページを御覧ください。

款18. 寄附金、項1. 寄附金、目1. 一般寄附金、節2. ふるさと寄附金でございますが、ふるさと起業家支援に係る寄附金募集の実績がなかったことにより、減額するものでございます。

○委員長（才協明美君）

寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

行財政課、寺倉です。

続きまして同じ20ページですけれども、款19. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として1億8,912万円を減額するものでございます。

次に目2. 退職手当基金繰入金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました退職手当のうち、繰入れの対象となる退職手当の減に伴いまして基金繰入金を減額するものでございます。

次に目3. ふるさとづくり基金繰入金でございますが、事業費の確定に伴う減、及びふるさと寄附促進事業、これ当初予算に充当す

べきものだったんですが、漏れておりましたので、ふるさと寄附促進事業に充当する基金繰入金の増などがございます。

次に、目 5. 町債管理基金繰入金でございますが、臨時財政対策債の償還に充当するため、基金の繰入れを行うものでございます。

○委員長（才協明美君）

はい、田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

それでは次に21ページになります。

款21. 諸収入、項 3. 雑入、目 1. 弁償金の弁償金でございますが、4,173万7,000円ということで、こちらにつきましては消防救急デジタル無線の契約におきまして、契約相手方に対して行った損害賠償請求に基づく弁償金を増額するものでございます。

こちらにつきましては、後ほどですね、事業対応の経過等につきまして、詳細御説明させていただきます。

○委員長（才協明美君）

はい、山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

次に、目 3. 雑入、節 1. 雑入の 9. 市町村振興宝くじ交付金でございますが、希望ヶ丘 2 丁目 1 号公園多目的トイレ設置事業について、交付金の対象外となったため減額するものでございます。

○委員長（才協明美君）

中井環境課長。

○環境課長（中井 哲君）

はい。環境課、中井です。

21ページを御覧ください。

着座にて失礼いたします。

款21. 諸収入、項 3. 雑入、目 3. 雑入、節 1. 雑入の62. 豊能郡環境施設組合返納金960万円ですが、令和 6 年度豊能郡環境施設組合予算におきまして、令和 5 年度から令和 6 年度への繰越金が確定したことに伴いまし

て、豊能郡環境施設組合より返納されるものでございます。

以上です。

○委員長（才協明美君）

はい、寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

はい。行財政課、寺倉です。

続きまして、21ページ、22ページでございますが、款22. 町債でございます。こちら12ページの第 5 表 地方債補正で御説明申し上げたとおりでございます。

説明は、以上でございます。御審査いただきまして、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（才協明美君）

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

総務課、田中です。

先ほど御説明をいたしました補正予算書の21ページの弁償金、それから32ページの消防活動事業の償還金の予算に関連いたしまして、消防救急デジタル無線整備事業におけます談合事案の対応についてということで、御説明をさせていただきます。

今回資料のほうをですね、Side Books の中の総務建設常任委員会のフォルダの中にですね、この事案の対応についてという資料を入れさせていただいておりますので、そちらのほう御覧いただけますでしょうか。

それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長（才協明美君）

開きましたか。

○総務課長（田中久志君）

それでは、まずこの談合事案の経緯のほうから御説明をいたします。

消防救急デジタル無線の整備に当たりまして、平成25年 3 月に国の緊急消防援助隊設備整備費国庫補助金、この5,589万9,000円の交

付を受けて整備をいたしたものでございます。

整備に当たりまして、箕面市消防との通信指令共同運用を行うということで、平成23年4月に共同通信指令室を設置いたしまして、デジタル無線への移行についても、平成25年5月に共同実施協定書を締結いたしまして共同で進めてまいりました。

この協定の中身なんですけども、デジタル無線の機器の入札につきましては、箕面市のほうで行うということで、本町はその箕面市での落札業者と契約を行うということで進めておりまして、平成25年の5月29日と8月1日に富士通ゼネラルとの契約に至りまして、合計契約金額が2億868万7,500円ということで契約をいたしたものでございます。

このデジタル無線の導入後なんですけども、平成29年2月2日に、公正取引委員会のほうです、平成23年4月から平成26年4月までのこの3年間に、全国の消防が発注いたしましたデジタル無線のほうで談合が行われていたということで、この富士通ゼネラル、日本電気、それから日立国際、沖電気、日本無線のこの5社に対しまして排除措置命令を、それから富士通ゼネラル、日本電気、沖電気、日本無線の4社に対しまして、課徴金納付命令というのをいまして、この本町が平成25年に締結した契約も、この談合の中に含まれるということが判明をいたしました。

そのあと、令和6年3月21日に最高裁のほうです、上告受理というのを棄却いたしまして、富士通ゼネラルの談合が確定したということ、ここまでが談合事案の経緯でございます。

次に契約の相手方であります富士通ゼネラルに対する対応について、御説明いたします。
真ん中の囲みでございます。

今回の談合行為につきまして、公正な価格で契約をなそうとする自治体の利益を害する行為ということで、消防救急デジタル無線整

備事業の請負契約に基づきます、損害賠償の請求を行いました。

損害賠償の請求方法といたしまして2種類ありまして、一つは契約書第18条、これは豊能町が契約してる契約書なんですけど、契約書18条1項に基づく契約額の20%に相当する損害金を請求すると。

もう一つは、民法第709条、それから独禁法25条第1項に基づく損害賠償を請求する方法があるため、双方で検討いたしました。

民法等の場合はですね、先行事例とか裁判例と同じくですね、民事訴訟法第248条に基づく判断がなされまして、最終的には契約額の5パーセントから8パーセントの間になると考えられると。

本町の場合におきましては、契約額の20%というところが契約書の中で謳ってありましたんで、そちらのほうの方が優位であるということで訴訟に要する費用等の面も含めまして総合的に勘案しますと、契約に基づく請求が妥当との判断をいたしたところでございます。

令和6年5月20日にですね、富士通ゼネラルに対しまして、この契約書第18条に基づく損害賠償金を国庫補助対象分、単独事業分を合わせました契約額2億868万7,500円の20%に当たります4,173万7,500円を書面で請求をいたしまして、そのあと、7月8日に富士通ゼネラルから請求額、この満額ですね、収納いたしました。

こちらのほうは、今回補正予算のほうに計上させていただいております。

ここまでの、富士通ゼネラルに対する対応の結果でございます。

最後に補助金の返還についてということで、一番下の三つ目の囲みなんですけども、損害賠償を受けたことによりまして、もともと国の補助事業でやっておったこの補助事業分の実績報告ということで、再提出というのが必要になりまして、再提出後に改めてその国の

ほうから、整備の事業費と補助金の額というのが再確定されると、国のほうで決められるということになります。

再確定事業費といいますのは、もともと当初の事業費からですね、今回受けました損害賠償金を引いた金額、1億2,789万円となりまして、再確定の補助金が4,471万9,000円となる見込みでございます。

当初の補助金額から今回再確定の補助金額を引いた金額が1,118万円ということで、この金額が国へ返還しなければならない補助金額となっております、これも今回の補正予算のほうで計上しておるということになっております。

今後についてなんですけども、先ほど申しました国への実績報告書というのは既に提出しておりまして、今この金額で調整をいただいております、国から返還のほうの命令が来ますと、返還事務を進めていくということになりまして、一応今年度中には、終了するような形で進めていきたいというふうに考えております。

説明は、以上です。どうぞよろしくお願い致します。

○委員長（才協明美君）

これより本件に対する質疑を行います。

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

23ページの総務費、総務管理費、一般管理費の退職者の退職手当ですが、11名とかなり多いなと思ってんですけど。毎年この時期に伺って、昨年度は2,900万円、その前が4,100万円、その前が5,900万円なんですけども、定年退職以外の退職者で、職業選択の自由とか個人情報の保護もありますけれど、何か起こっているんですか。

○委員長（才協明美君）

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

今年は、定年退職がある年ですので、例年よりはちょっと対象者は多くなっております。

そのうちの普通退職でどうかというお話なんですけれども、毎年50代の職員を対象に早期の勧奨とかの声掛けといいますか、募集をしております、それで応募された方が2名いらっしゃいます。

それ以外の退職ですね、ちょっと若年層になるんですけど2名。幼稚園・保育所の職員で1名の計5名となっております。

以上です。

○委員長（才協明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

人件費も減らさなあかんのかもしれませんが、仕事が成り立つのかなっていう心配があるんですね。

箕面市では、おかえりなさい採用というのを始められて、3年以上の勤務された方とか条件はあるんですけどね、本当に大切な人材かもしれない、出ていく人を大切に思わなきゃいけないと思うんですけど、ちょっと町の考えをお聞かせいただけますか。

○委員長（才協明美君）

はい、入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

おはようございます。総務部、入江です。

今、広報職員課長から退職者のおおまかな内訳みたいなありましたけど、本町としても職員は、今後人口の減少などで減らしていかなあかんという傾向あるものの、一方でですね、人材育成もしていかないけないと思っております。その辺りはですね、研修を通じて、日々そういう能力アップの研修もやっているところですが、一定そういうものの勧奨制度も引き続きやっております、新陳代謝といいますか、そういう入替えもしていかなないと、年齢も本町のほうバランスよく職員が

いてるわけではございませんので、今後の人材、担い手も要りますので、その辺りも含めつつ、順次、辞めてる職員分を全てを採用するわけじゃないんじゃないんですけど、若い方とか、企業で御活躍されてる方も含めてですね、採用して偏りが無いような配置にはしていきたいと思っておるんですが、一定採用の試験というものもございますので、その辺りのところも踏まえながらですね、採用を行っておる次第です。

人材についてもですね、決して退職の勧奨を強要するということではございません。これは個々の諸事情等もございますので、現在こういう状況になっておりますので、その辺りですね、本町としても大切に人材を育てていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（才協明美君）

何か問題があるのですかという質問なんですけど。ハラスメントとかいろいろなそういう問題はないんですかという質問だと思うんですけど。

はい、入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

そのようなことはですね、私どもは確認してございません。

○委員長（才協明美君）

よろしいですか。

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

そのことはわかりましたけど、本当に職員さん一生懸命やってくださってますね。戸知山の利用のときに、ちょっとびっくりしたんですね。あそこまでやってもらえたかと思っただけで、大切にしてほしいなと思います。

同じく、32ページの消防のことで、早期退職5名とおっしゃいましたが、箕面市に行かれて仕事がきついかなとか、前々から心配はしてたんですけども、これも何かあります

か。

○委員長（才協明美君）

はい、田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

総務課、田中です。

今回5名ということでございますけども、内訳を申し上げますと、もともと豊能町職であった方は1名だけです。残りの4名が箕面市ということになっておりまして、特に何かあったということではなくてということでは聞いております。

以上です。

○委員長（才協明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

9ページをお願いします。

繰越明許費の補正ということで、この中の6番、牧地区のほ場整備事業、そして高山地区のほ場整備事業、それぞれ年を跨ぐということで、繰越明許だというふうに説明ございましたけども、これそしたらそれぞれ牧及び高山の整備事業をいつ頃終わるっていうかね、完了するのか、その辺り御説明をお願いします。

○委員長（才協明美君）

大利都市建設部理事。

○都市建設部理事（大利元樹君）

はい。都市建設部、大利です。

委員の御指摘のですね、牧地区、高山地区の繰越明許費なんですけども、牧の874万6,000円、及び高山地区の300万円ですね、そのうちの一部につきましては、国の補正予算に伴いましてですね、牧、高山に確保できた予算ございまして、現時点ではこれについては未契約、工事として契約していないという予算になっておりまして、来年度に府のほうで工事発注をしましてですね、執行していくというものになってございまして、これについては、来年度に契約をして、来年度中に

執行していくというような形になります。

牧の予算の一部につきましてはですね、現在工事契約をしております契約のうちの一部が、今年度中に執行ができないということで、工事契約済みなんだけれども今年度中にできないということで、これについては、現時点の見込みといたしましては、5月頃には、完成するというような見込みで府からは聞いてございます。

以上です。

○委員長（才協明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

御説明ありがとうございます。

それぞれ高山地区と牧地区でそれぞれちょっと事情が違うというね、そんなふうに受け取りましたけども、この牧地区のほうについては工事ができないと、令和6年中にできないと、それは何か理由があってできない。理由何かあるんでしょうか。

○委員長（才協明美君）

はい、大利都市建設部理事。

○都市建設部理事（大利元樹君）

はい。都市建設部、大利です。

牧地区のですね、工事の繰越しをしておる分については、当初年度内に執行の予定だったんですけども、今回、天候事情ですとか、あと地元の調整が必要になるようなですね、事情が発生しましてですね、これに調整なり、現場状況の変化に伴いまして、ちょっと年度内に執行ができなかったということで、やむなく繰越しをしたものと聞いてございます。

○委員長（才協明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

ということは、年度内にできなかったということはね、もしかしたらこれからこの令和7年度かな、そこで新しくできたところで何か栽培しようかなみたいなことが予定されて

たかもしれないけども、それにちょっと影響が出そうなんですか、時期的なもので。

○委員長（才協明美君）

はい、大利都市建設部理事。

○都市建設部理事（大利元樹君）

はい。都市建設部、大利です。

この繰越しも含めましてですね、工事の内容、進捗については地元の推進役員さんと、密にちょっと協議をしながら進めておりまして、この繰越し工事によってですね、次年度の作付には、もともと計画していたものについては影響しないようにということで進めてございます。

なお、牧地区の一部についてはですね、来年度の作付については、1作休耕していただくということで進めておる工事もございまして、そこについては計画どおり、来年度は1作休耕という形になります。

以上です。

○委員長（才協明美君）

地元の調整ができなかったというのは、具体的にどういうことができなかったんですか。

はい、大利都市建設部理事。

○都市建設部理事（大利元樹君）

はい。都市建設部、大利です。

ほ場整備に限らずですけども、工事を進めている中でですね、例えば地下水、湧水がですね、予期しない発生があったですとか、掘ってみたら土質が違っておったというようなことがあって、当初の想定どおり工事が進められなかったというようなことは往々にしてございます。

牧地区につきましてもですね、想定よりも湧水がですね、見られたりというようなことがございまして、そういった課題が生じたたびに、対応策を検討して地元と御協議をして進めていくというような形で実施した結果ですね、当初の工期よりもちょっと遅延をしたというようなふうに聞いてございます。

○委員長（才協明美君）

ほかにございませんか。

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

先ほどの管野議員の退職の11名、お話を伺いすると定年が6名で、ほか2名が50代に声かけた。ここまで今までの流れどおりかもしれないけど、若い世代が、3人かな。これっていうのは想定外だったんじゃないかなと思うんですけども、こういう場合っていうのは、辞める理由とかそういうものをお尋ねしてるんですか。

○委員長（才協明美君）

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

比較的年齢の若い方の退職についてなんですけれども、うち1名は任期付き職員の任期満了ですので、自動的に退職ということになります。

あと2名なんですけれども、ちょっとそのうち1名の方は、病気加療中の方でしたけれども、お亡くなりになったということで、1名。もう1名の方は、中途での退職なんですけれども、ちょっとこの辞められる時と辞めてからのやりとりの中で、辞められた理由についてはちょっと聞き取れてない状況でございます。

以上です。

○委員長（才協明美君）

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

一気にね、職員11名ってのは、町のいろんな事業に対しても影響出るんだと思うんですね。

これどこかで調整しながらやっていかなきゃいけないんじゃないかなと思って、気になったのはさっきの50代ですね。自動的に声かけたかどうかわからないんですけども、これ

って一般企業なんかは、早期退職はちょっと退職上乗せになるんですけども、そういう形でお願いしてるんですか。

定年が6名とわかっていながらちょっとどうしてかなっていうふうなことで、町として何年後に何人ぐらいの職員って、何かそういった目安みたいのがあったらこの際お聞かせください。

○委員長（才協明美君）

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

この定年退職に該当される方なんですけれども、このうち2名はですね、引き続き再任用として、まだ職務される方です。

採用状況なんですけれども、辞められる方に対して今回採用をしております。その後に退職の申出があった方については、ちょっと欠員という状況にはなっておりますけれども。

今後の人数の目安なんですけれども、具体的に何年後に何人というところまでは設定しておりませんが、先ほど総務部長のお話にもあったように、人口減少に伴って、適正な定員管理に努めていこうと思っております。

早期退職の割増しについてなんですけれども、6月頃から3か月ほど募集で募りまして、その間に応募のあった人、これ定数決まってるんですけども、その定数内の方で対象者を決めまして、通常の退職手当より若干の上乗せ、ちょっと人によって違いますけれども、上乗せして有利になるような退職金の制度となっております。

○委員長（才協明美君）

秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

まず一つは今お話しされたように、50代の方は枠があると。誰でも50代手挙げました、はいそうですかじゃなくて、ちゃんと枠があ

りますということで、ちょっと安心しました。

今後なんですけどね、やっぱり若い世代も大事にしないといけないし、かといって人数的なものもあるんで、一体どのぐらいでやっていくかっていうのは、ある面、前もって出して、想定して考えていただきたいな。これは要望です。わかりました。

○委員長（才協明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

17ページをお願いします。

款15. 国庫支出金、項2. 国庫補助金の目1. 総務費国庫補助金のところで、説明のところの2かな、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、国からいただく交付金ですけれども、確かこれ地域公共交通対応ということで423万円ね、何かここに載ってたかというふうに記憶しておりますが、まずそこから伺います。

○委員長（才協明美君）

はい、寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

はい。行財政課、寺倉です。

こちらの物価高騰対応重点支援地方創生交付金423万円でございますけれども、これは12月補正でお認めいただいたA I オンデマンド交通実証実験の分で601万6,000円充当するものでございます。

○委員長（才協明美君）

はい。ほかにございませんか。

休憩を取ります。

11時10分より開始いたします。

それまで休憩いたします。

（午前10時56分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○委員長（才協明美君）

はい、休憩前に引き続き会議を行います。

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

はい、中川です。

先ほど17ページですね、物価高騰対策ですかね、重点支援地方創生臨時交付金の423万円、これについてはA I オンデマンド関係に入れるんだというような話のことがございましたが、今度はですね、また繰越明許のほうに戻ります。9ページをお願いします。9ページの繰越明許費補正のこの表の上から二つ目ですか、総務費の総務管理費、地域公共交通維持確保事業、これそういった意味ではA I オンデマンド関係の費用というふうなことでよかったんですかね。

○委員長（才協明美君）

はい。山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

中川委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（才協明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

A I オンデマンド交通の実証実験そのものが3月、今やってる最中で今月で終わるかと思えますけれども、このいわゆるA I オンデマンド関係の事業が来年に事業が繰り越されるというのは、それはどういった内容になるんでしょう。どういう内容が繰り越されるんでしょうか。

○委員長（才協明美君）

はい、山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

A I オンデマンドバスにつきましては、3月末まで実証運行する予定をしております。一応運行は3月末で、6年度内で終わるんですけれども、その後システムのデータでありますとか、そういった状況を業者のほうからデータいただいたりとかっていうところで、4月入ってからも、業者とのやりとりがあり

まして、その分についてお支払いというか、7年度に入っの業務になりますので、今回繰越明許で補正をさせていただいております。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

そうしましたら、この3月いっぱい終わるであろう実証実験の結果ですね、結果も含めてそうやけども、令和7年度に入ってからもしばらくちょっとやらなあかんけど、それは全ていつ頃終わるというふうに考えたっらいいんでしょうか。

○委員長（才脇明美君）

はい、山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

実証データをいただいたりとか今後のAIオンデマンドどうするのかというところで、夏頃までには方向性を決めていきたいと思っております。もしそれまでに、5月、6月で決まるようであれば議会のほうも含めて報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

管野です。

先ほど説明いただきました消防救急デジタル無線整備事業における談合事案についてなんですけれど、これ平成29年に公正取引委員会によるっていう、そこまでわからなくてやっているんですけども、これがわからなければもうこのままこのお金取られてたじゃないですけど、そういうことでいいんですか。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

今回この公正取引委員会の命令がありまして、わかったものでございます。

仮になかったらどうだったのかというところなんですけども、なかったらわからなかったのかなというふうな認識を持っております。

○委員長（才脇明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

そしたらその入札の金額が妥当だったかっていうのは、ちょっと疑問に思うわけですけど、その辺の入札の金額決めるっていうのは箕面市がやってたんですか。

○委員長（才脇明美君）

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

入札に関しましては、先ほど御説明させていただきましたとおり、箕面市のほうでまず入札を行いまして、そのときに富士通ゼネラルが入札で落としたんですけど、そこと随契という形で本町のほうは契約をさせてもらいました。その事業費について妥当かどうかということなんですけど、当然妥当だということで契約してるんですけど、今回、実際談合があったということで、本来の事業費は幾らかということにつきましては、国のほうとも調整をいたしまして、実際に実績報告ももう一回出し直して、国のほうが認めた事業費と補助金でもう一回精算するということでございますので、金額についてはこれで妥当だというふうに考えております。

○委員長（才脇明美君）

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

ちょっと元の話に戻して申し訳ないんですけど、これ元々箕面と豊能町の負担割合みたいなありますわね。ないのかな。

もしそれがどのような人口と面積の委託料の割合になってるのかどうか、ちょっとまず

教えてください。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

総務課、田中です。

この救急デジタル無線の整備事業に関しましては、事務委託をする以前の話になりましたが、ただ資料にもありますけども、協定を結びまして、この入札に関しましては共同で行いましょうということで、箕面市のほうと協定を結んでやっておったんですけども、実際にはこの委託前の話なので、金額に関しては負担金を箕面市に払うとかいうわけではなくて、豊能町が独自に契約した業者に払うというような形で進めたものでございます。

○委員長（才脇明美君）

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

ごめんなさい。説明変かな。

一つのシステムを買うのに、この5分の1は豊能町持ちます。5分の4は箕面持ちますと、それは何でそうなってるのかっていうふうな質問の意味だったんだけど、わかるかな。変かな。

これは箕面の設備になってるのかな。そういうことも含めてお願いします。

○委員長（才脇明美君）

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

この救急デジタル無線、あくまでも豊能町が整備した無線なので、いわゆる豊能署のほうと東出張所のほうに整備したのになります。なので、箕面市に5分の4とか、豊能町が5分の1とかそういうものではなくて、箕面市と豊能町がそれぞれ整備したものになっております。

○委員長（才脇明美君）

ほかにございませんか。

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

要は、豊能町は東消防署に設備、西はどんなのかな、両方なのかな。

豊能町のものとしてやりましたよ。箕面は箕面で幾らか知らんけどやってますよということですよ。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

総務課、田中です。

はい、委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（才脇明美君）

ほかにございませんか。

中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

23ページをお願いいたします。

款2．総務費、項1．総務管理費の目6．企画費の中の政策推進事業、業務委託料1,000万円ということで、これ道の駅に関する費用というふうに説明をいただいているかと思いますが、この道の駅の内容につきましては、この新しい年度の町政運営方針ですかね、その質問の中でもさせていただいて、ある程度そのとき副町長のほうから説明をいただいていたと思いますが、いろいろないわゆる、うまいことやっていけるのかとかね、そういうふうな調査をしっかりとやっていきたいというふうなことで御答弁そのときあったと思うんですけども、その答弁の中にもあったと思いますが、もともと何年も前に、一度この道の駅の基本計画といいますかね、そういったものができておるけども、実際そのときと比べて、今後のことを考えるとやはり、面積的な規模、そういったものが当時のやつでは3,000平米か何かでちょっと小さいかなと。ちょっと大きくせなあかんということで、計画そのものを変更を加えなあかんのちゃう

かみたいなさんな話がありましたけれども、その基本計画というかそういったものをつくっていくときには、確かいろんな人集まっていたいて、地域の代表みたいの方にも集まっていたいて何かいろいろ議論をされてきたかと思いますが、そういう計画そのものが一部変わるとかいうふうなことになる場合、またそのようないわゆるいろんな方に集まっていたいて、議論をしていくというふうなそういうふうなこともしていくことになるんでしょうか。

○委員長（才脇明美君）

はい、山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

今回補正予算で上げさせていただいてる1,000万円につきましては、町のほうで整備する場合、どういう状況になるのかっていうところ、採算が採れるのかっていうところとか、あと町でやっていくには財政負担がかなり出てきますので、そういったところも含めて民間に委託できるところであるとかそういった整理をしたいというところの調査費を上げさせていただいております。

その結果を見て、道の駅の整備ができるというふうな判断ができれば、委員おっしゃるような、委員集めての検討委員会というのは立ち上がるかと思いますが、今はまだその前の段階の予算を上げさせていただいておりますので、その結果を見て決めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

ということはあくまでも業務委託として、調査に令和7年度しっかりとそれに時間を費やして、それが終わってから何らかの形で前向いていけそやなというのがわかってきた

ら、今度そのいろんな方に集まっていたいての議論をしていくような場というふうな話でございましたので、そういった意味ではそういう議論がもしなされるとするならば、次令和8年度みたいなことになるのかなというふうに、それともいや令和7年度中にそこまでするかもしれないというふうな意味合いなのか、その辺りどうなんでしょうか。

○委員長（才脇明美君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。

東地区につきましては、公共施設再編整備も今行っております。あと本庁舎の移設のこともありますのでそういったところも含めながら、道の駅については本会議のところでも東能勢中学校のグラウンドを利用してっていうようなお話もありましたので、そういったほかの施設整備とあわせて考えていければと思っております。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

ほかにございませんか。

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

秋元です。

今の1,000万円の話なんですけども、これはコンサルにお願いするのかな。ちょっと内訳教えてください。この1,000万円の。

○委員長（才脇明美君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。

この1,000万円につきましては業務委託になっておりまして、調査を行う業者の選定を行う費用となっております。

内訳については、まだ仕様書等できておりませんので、一応参考見積りで上がってきた金額で予算計上させていただいております。

以上です。

○委員長（才協明美君）

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

幾らで委託云々というのは、ちょっとそこまではね先走った話なんだけど、この内訳っていうのはそういう意味ですね。業務委託料ということで受け取っていいですか。

○委員長（才協明美君）

はい、山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。

秋元副委員長おっしゃるとおりです。

○委員長（才協明美君）

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

これ意見ですけどね、前回ある程度もう土台的なものできてるんで、豊能町はああだこうだ、こういうふうな人がどうのこうのとか、そういうことは一切やめていただきたい。相手の方にもお願いしていただきたい。

今回本当に町が必要と思ってるデータ、そこんところをしっかりこう調べていただきたいなということで、周りの豊能町という町はああだこうだっていうふうな、そういうところから始めるような業務委託はちょっと、なるべく避けていただきたいっていうかな、今町が本当に必要としてるデータに絞ってお願いしたいと思いますので、よろしく。

○委員長（才協明美君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

秋元副委員長おっしゃる御意見踏まえて取り組んでいきたいと思いますが、前回計画してたときから、年数もたっておりまして生活様式等も変わっておりますので、そういったところも含めて業者委託の内容の仕様書は考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（才協明美君）

秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

それはお願いいたします。本当に町が必要としてる部分を徹底的に調べていただくということで。

18ページのところなんですけど、7の農業水産業費国庫補助金の件で、この説明が志野の里の農業法人設立のためとおっしゃってたかな。ちょっと確認させていただきたいんです。

○委員長（才協明美君）

はい、寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

はい。行財政課、寺倉です。

こちらの補助金につきましては、臨時交付金の一部ですけれども、志野の里の運営支援を行っております農業法人設立支援事業、こちらのほう充当させていただいております。この臨時交付金につきましては、昨年12月に国のほうで補正予算可決されたんですけども、生活者支援であったり、子育て世帯支援であったり、あるいは事業者支援、その事業者支援の中に農業支援というメニューも含まれておりましたので、今回こちらの事業に充当させていただくという補正予算を計上させていただいております。

○委員長（才協明美君）

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

農業支援はいいんですけども、説明が法人設立のためとおっしゃっていたから、現在あれば法人化されてないのかなっていう、まず単純な疑問で、法人化されてなかったら一体どんな形の運営になってるのかなという、次の質問があったんですけど。

私の聞き間違いなのか、理解不足なのか。ちょっとお願いします。

○委員長（才協明美君）

はい、寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

はい。行財政課、寺倉です。

充当してる事業は、農業法人設立支援事業なんですけども、実際今現状としては志野の里の運営支援ということで町から事業費支出しておりますので、それに充当するというところで、現在まだ法人は取れてないというところす。

○委員長（才脇明美君）

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

聞きようによっては、この補助金によって法人の設立が可能になるというふうに捉えられるんですけども、それでよろしいですか。

単なる農業支援というのと違うようで、もうちょっと説明してください。

○委員長（才脇明美君）

はい、中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

農林商工課、中谷です。

こちらのほうの臨時交付金なんですけど、今は協議会形式でやってまして、電気とかガス代っていうところも、町のほうで予算組んでます。

今回の臨時交付金、そういったところの物価高騰に関するところの交付金ということで、こちらのほうで組んでいる電気代とか、ガス代とか、そういったものの物価高騰のための交付金ということで、こちらのほうに充当しているということで、これ自体が農業法人を設立するような交付金っていう意味合いでは、入れてないっていうところです。

○委員長（才脇明美君）

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

今説明された意味の支援ってのはよくわかります。でも最初確認したとおりに、農業法人設立のためっていうふうな説明を受けたよ

うな気がしたので、私の聞き間違いっていう理解でよろしいですか。

私は勝手に農業法人設立のためって聞こえてしまったのかな。そういう意味ではないのかな。だったらそれでいいんですけど。

○委員長（才脇明美君）

寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

はい。行財政課、寺倉です。

充当してる事業名が農業法人設立支援事業という小事業名になります。

今現状としたら志野の里の運営支援を、先ほど中谷課長の御説明ありましたけれども、そういった運営支援に事業費を充てているというところで。小事業名が農業法人設立事業支援事業というところでございます。

○委員長（才脇明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

23ページの企画費の地域活性化事業、減額されてるんですけども、この地域活性化起業人制度で負担金を減額するということは、見つからなかったということですか。

○委員長（才脇明美君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。

当初は起業人制度で企業の方2名来ていただいて、包括連携協定結んでやるということで予定をしておったんですけども、企業の都合で包括連携が組めないということで、この事業に該当するような取組ができなかったということで今回減額させていただいております。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

阪急の方ですか。

○委員長（才協明美君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。

エイチ・ツー・オー リテイリングの方になります。

以上です。

○委員長（才協明美君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

一般質問みたいになるかもしれませんが、私たち予算委員会のときに妙見口駅前の沿道整備ということで話聞いてて、ちょっと能勢電延命やわって思ったんですけど、それが、できなかったという理由をもう少ししっかり聞かせていただけますか。

○委員長（才協明美君）

はい、高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

管野委員がおっしゃってる事業ができなかったというわけではございませんでして、先ほど課長が説明しましたように、当初500万円掛ける2名分来ていただくということで予算組ませていただきました。

ただそのエイチ・ツー・オー側ですね、事情がございまして、ちょっとそういう、こちらにがつつり来てですね、豊能町のほうで、ここに席を置いてという形ではちょっと取り組めないということで、そこんところはちょっと難しかろうということでございます。

ただ、別の形ですね、事務費という形で我々、協定書を結ばせていただいて、200幾らかの金額ですね、負担金としてお支払いさせていただきながら、妙見口の駅前の活性化事業ということについては、予算委員会で説明したとおりですね、エイチ・ツー・オー側にはお願いしまして取り組んでいるところでございます。

なので、そのお金のやりとりのところだけ

は、異なるかも知れませんが、我々がエイチ・ツー・オー側に求めている妙見口周辺の活性化については、エイチ・ツー・オー側はですね、当初予算で説明したような内容で我々のほうのリクエストに応えながら今取組みを進めているところでございまして、これは予算の時に説明しましたが、単なるそのイベントを打ってお終い、それで活性化できたというわけではございませんので、これはある程度その期間、長期的なことで取り組んでいただいているということでございますので、引き続きエイチ・ツー・オー側に取組みを求めています。さらに、妙見口駅は本当にあの周辺どうやって活性化していくのかというのは、能勢電の利用者がどんどん減ってきている、ケーブル・リフトがなくなって、取りあえず駅の賑わいも失いつつあるというところで、町としても何とかここは活性化して、賑わいをつくってきたいという思いはございますので、引き続きエイチ・ツー・オーと連携しながら、取組みを進めていくということでございますので、この予算減額してるから何もやってないということでございまして、予算委員会で説明したような内容について今取り組んでいただいている最中であるというところで御理解いただきたいと思います。

○委員長（才協明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

すごく疑問に思ったんですね。よその社員を豊能町のお金で雇うみたいな形になっているから。200万円負担金というのはどっから出しているのかということと、これは決算でも聞かなあかんと思うんですけど、私たちは、光風台小学校と東ときわ台小学校は利活用していることをこれから話し合おうんですけど、吉川小学校は入ってなかったと思うんですね。そこも含めて、やってもらえるのかなと思っ

てちょっと私自身勝手な夢を描いてしまいました。

とても、予算委員会の説明と違うことがここに、ただただマイナス1,100万円が出てることが残念だったんですけども、これから先も、令和7年度の当初予算にもこれは入っていないというんですか。入ってるんですか。

○委員長（才協明美君）

はい、高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

吉川小学校が、東ときわ台小学校とか光風台小学校と同じように議論してないのかということではございませんでして、学校跡地の利活用検討委員会の中では、西地区の三つの小学校の跡地利用について、今、議論を進めているところでございまして、ワークショップ終えてこれからまた検討委員会のほうを開催させていただくというような方向で今進めております。なので、吉川小学校も当然その中に入っていると。地域の意見を聞きながら、どういうふうに活用していくのがいいのかということを今議論している最中でございます。

先ほど申しました予算についてはですね、当初予算の中にその金額含まれておりまして、その範囲内でやっております。その余ったお金について今回減額させていただいているところで御理解いただきたいと思います。

先ほど私申し上げましたように、引き続きというところで申し上げておりますので、令和7年度についても、こういった費用が上げさせていただいているというところがございしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（才協明美君）

はい、ほかに。

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

29ページをお願いします。

労働諸費、これは質問できますよね。

シルバー人材センター支援事業ということで、貸付金200万円減ってますというようなことですが、これは確か年度始めにシルバー人材センターにお金を貸すというね、何かそんな内容だったと記憶してますか、それが戻ってきたというそういう意味でこれ、200万円減額というふうになってるんでしょうか。

○委員長（才協明美君）

はい、中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

はい、農林商工課、中谷です。

この貸付金ですが、シルバー人材センターより令和6年度は申請がございませんでした。

というのは、今までちょっと言い方悪いんですけど自転車操業みたいなところがあって、国の補助金が入るまでの間に、運用できるお金がなかったというところで、一時的に町より200万円を限度額にして貸付けを行ってきたもんなんですけど、一定、そういう余裕の資金ができて資金が回るようになったんで、令和6年は、申請する必要がなくなったというところで支出を伴ってませんので、その分全額、減額させていただいたというところになります。

以上です。

○委員長（才協明美君）

はい、ほかにございませんか。

はい。永並議長。

○議長（永並 啓君）

談合の事件のことなんですけど、これ富士通ゼネラルに対して何らかのペナルティは特になんないんですか。入札を制限かけるとか、いろいろ談合事件が起こったらそういった制限をかけているところもあるかと思うんですけど、それを確認させてください。

○委員長（才協明美君）

寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

行財政課、寺倉です。

令和6年3月21日に富士通ゼネラルの上告は棄却されておりますので、これ豊能町だけでなく、全国的、大阪府もそうですけれども、入札の参加停止という措置がとられれば豊能町も同じような形でさせていただきたいと考えてございます。

○委員長（才協明美君）

はい、ほかにございませんか。

はい、永並議長。

○議長（永並 啓君）

ちなみに、ほかの豊能町の事業で富士通ゼネラルが関連するような事業はあるんですか。そういうところも疑っていかざるを得ないのかなと。ただ、大企業なんで、全て並んでいる会社が全てね、大手のところなんでそこが抜けるとっていうところはあるんですけど、多分ここからしたら何千万か払うの全然屁でもないかと思うんで、そういったところはいろんな役所、役場内、行政のほうには様々な形で入ってるかと思うんですけれども、豊能町にはそういった富士通ゼネラルさんが絡んだ事業なりは今どういう状況なんでしょうか。

○委員長（才協明美君）

はい、寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

行財政課、寺倉です。

現在ちょっと確認している限りは、富士通ゼネラルがほかのデジタル無線とかの整備工事とかあるいは保守なんかに入ってるという今現在としてはございません。

○委員長（才協明美君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

○委員長（才協明美君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（才協明美君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（才協明美君）

挙手全員であります。

よって第16号議案は、原案のとおり可決されました。

第26号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

はい。行財政課、寺倉です。

それでは第26号議案、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

着座にて御説明させていただきます。

議案書追加分の3ページをお開きください。

本件は西地区小中一貫校施設改修工事（その2）請負契約の締結につきまして、当該契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する契約であることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは4ページをお開きください。

1. 契約の目的 西地区小中一貫校施設改修工事（その2）

2. 契約金額 3億5,200万円

3. 契約の相手方 大阪市淀川区野中北二丁目11番15号 コーナン建設株式会社 代表取締役 原 恭平

4. 契約の方法 制限付き一般競争入札でございます。

なお、本件の応札者は1者。予定価格は消

費税込みで3億5,200万円。落札率につきましては、100%でございます。

工期は、議会の議決日の翌日から令和8年3月31日まででございます。

説明は、以上となります。御審査いただきまして、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（才脇明美君）

これより本件に対する質疑を行います。

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

全員協議会でも質問しましたが、あえてここで質問しておきたいと思います。

これ吉川中学校の体育館の整備工事、その内容だったかと思いますが、来年の令和8年の4月から学校が新しくスタートいたしますけど、その時期までには発注した工事が終わるというふうに考えておいたらいいんでしょうか。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中都市建設部次長。

○都市建設部次長（田中克生君）

都市建設部、田中です。

工期につきましては、12か月あれば可能だということで工期設定をしております。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

なぜそういうことをあえて聞いてるかといいますと、何か月か前かな、保護者の方からの情報ですけども、いわゆる発注が遅れてるみたいなね、そういうような情報があって、これ学校の令和8年4月の開校に間に合わへんでみたい、そういううわさが何かちょっと飛んでるみたい、そういうことを私耳にして、いやそんな話は私ら聞いてないでというふうなことで、話は返しておいたんですけ

ども、しっかりと今回このいわゆる発注が行われて12か月、要は来年の4月までにはきちっとね、完了するんだよということを心配されているような方もいらっしゃるかと思うんでその辺りしっかりとね、わかるようにしてあげていただいたほうがいいんじゃないかなと思ったのでちょっと意見させていただきます。

○委員長（才脇明美君）

ほかにはございませんか。

秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

秋元です。

この改修工事の内容というのは、この前どこかで資料いただきましたかしら。ちょっと見つからなかったものでして。大体この3億5,000万円かしら、大体このあたりがこういう金額ですってのが、お答えできるようにしたらお願いいたします。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中都市建設部次長。

○都市建設部次長（田中克生君）

はい。都市建設部、田中です。

工事の内訳なんですけども、断熱改修工事、その1工事、校舎棟とは違う補助メニューということで、体育館の工事を分けなきゃいけないというところで、どこかのタイミングで、簡単ですけど御説明した記憶がございます。

今回の内訳、建築工事、電気工事、機械工事っていうふうな内訳でいきますと、建築工事のほうはですね、1億7,700万円ほど。それから電気設備工事のほうはですね、2,000万円ほど。それから、機械設備のほうは3,300万円ほどで、直接工事費としましては、2億3,000万円ほどっていうところに諸経費が足されて、3億5,200万円という形になっております。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい。秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

建築というのは、どういう意味ですか。建て替えるわけじゃないから、何をどう建築するのかちょっと中身を教えてください。

○委員長（才脇明美君）

田中都市建設部次長。

○都市建設部次長（田中克生君）

はい。都市建設部、田中です。

体育館棟のほうにつきましては、改修工事となりますので、以前から懸念されております雨漏りがありますので、屋根につきましてはカバー工法で新たに屋根を葺くということと、外壁の改修としまして、断熱の補助を貰いますので、耐熱塗料というような特殊な塗料での改修工事となります。

また、屋内の工事としましては、小学生の学年、中学生の学年が体育館を利用しますので、既存であります床の例えばバレーボールだとかバスケットボールだとかという基準のライン引きも、2種類書かなきゃいけませんので、既存の体育館のフローリングにつきましては一度機械でケレンしまして、線を引き直しまして、ウレタン塗装するとか、それから舞台のほうですね、昇降設備のほうも大変古うございまして、今の基準では認められないような昇降設備等がありましたので、こちらもこのタイミングで改修することになっております。

それから、避難所にもなってしまうので、空調等も設置するというような形での改修工事となっております。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

確認させてください。

今、床のライン引きの話でしたが、床そのものは替えないんですね。そのまま何か削ったりなんかするか、そういう方法でって

いう理解でよろしいですか。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中都市建設部次長。

○都市建設部次長（田中克生君）

はい。都市建設部、田中です。

一部不具合があるところがありますので、そこだけはフローリングの張り替えをするような形で、大部分は既存の床材をそのまま利活用させていただきます。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

ほかにございませんか。

いいですか。

はい、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（才脇明美君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（才脇明美君）

挙手全員であります。

よって第26号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託された案件は全て終了いたしました。

続きまして、その他について委員間討議を行う事項は何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（才脇明美君）

以上で本委員会を閉会したいと思います。

これに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（才脇明美君）

異議なしと認めます。

よって、本委員会は閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり町長から挨拶があります。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

総務建設常任委員会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

本日提案させていただきました議案に対しまして、慎重に御審査をいただきまして誠にありがとうございました。

また適切にですね御決定を賜りましてありがとうございます。

いただきました御意見、たくさんございます。それにつきましてもですね執行のときにしっかりと、配慮させていただいて進めさせていただきたいと思っています。

引き続きの御支援・御協力をいただきまして簡単ではございますが、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました

○委員長（才脇明美君）

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。

どうも皆様お疲れさまでございました。

午前11時50分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会総務建設常任委員会

委員長